

利用希望者用 <空家を買いたい・借りたい方>

空家バンクへの登録から利用までの流れ

空家バンクを利用できる方 ☞ 空家に定住し、又は定期的に滞在して、地域の住民と
協調して生活できる方 など

※ 詳しくは「加須市空家バンク実施要綱」第10条に記載があります。

1	空家の 情報提供	市のホームページ、担当窓口等で、空家バンクに登録されている物件情報が閲覧 できます。
2	登 録	(1)利用希望者登録の申込み 希望する空家が見つかった方は、「加須市空家バンク利用登録申込書」（様式第8 号）及び「加須市空家バンク利用登録カード」（様式第9号）に必要事項をご記入 の上、市の担当窓口（交通防犯課、各総合支所地域振興課）に提出してくださ い。 <申込みに必要な書類>利用希望者の身分を証明するものの写し ※ 希望する空家がなくとも、見つかった場合、速やかに交渉等行えるよう利用登 録だけ行うこともできます。 (2)空家バンクへの登録 市は(1)の申込内容を確認し、登録が適当であると認めるときは、空家バンク利用 者台帳への登録を行います。 ※ 登録が適当であると認めるときは、空家バンク利用登録通知書を送ります。
3	交渉・契約	(1)空家の購入・賃貸を希望される方は、「加須市空家バンク交渉申込書」（様式 第15号）に必要事項をご記入の上、市の担当窓口（交通防犯課、各総合支所地域 振興課）に提出してください。 <申込みに必要な書類>現在お住まいの自治体が発行する住民票及び市税の滞納が ないことの証明 ※ 登録申込みと一緒に提出することもできます。 (2)市より、交渉の申込みがあった旨の連絡を空家登録者に連絡するとともに、市 が協定を締結した宅地建物取引業の団体が選定した協力事業者（宅地建物取引業 者）から利用希望者へ連絡します。協力事業者の仲介により交渉（見学等含 む）・契約手続きを行っていただきます。 ※ 契約の成立時には、所定の仲介手数料が必要となります。

※ 市では、情報の提供や必要に応じて連絡調整等を行います。物件の売買・賃貸に関
する交渉・契約に関しては、一切関与しません。

※ 「空家バンク」への登録を通じて得られた情報について、利用目的に従って利用し、
他の目的で使用することはありません。